

分 別 収 集 計 画
(第 1 1 期)

令和7年8月

世 田 谷 区

目 次

| | | |
|----|---|-------|
| 1 | 計画策定の意義 | - 2 - |
| 2 | 基本的方向 | - 2 - |
| 3 | 計画期間 | - 2 - |
| 4 | 対象品目 | - 2 - |
| 5 | 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み | - 3 - |
| 6 | 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 | - 3 - |
| 7 | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 | - 5 - |
| 8 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み | - 6 - |
| 9 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法 | - 7 - |
| 10 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 | - 8 - |
| 11 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 | - 9 - |
| 12 | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 | - 9 - |

世田谷区分別収集計画（第11期） （令和8年度～令和12年度）

1 計画策定の意義

世田谷区は、清掃・リサイクル条例及び一般廃棄物処理基本計画の基本理念の中で、ごみそのものを減らす取組みを進め、環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指した取組みを進めることを掲げている。

これまで本区は、計画に基づく諸施策を実施し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）も活用しながら、清掃・リサイクル事業を推進してきた。

本計画は、令和5年度を初年度とする第10期分別収集計画に基づく取組みの成果等を踏まえ、法第8条に基づく容器包装廃棄物の分別収集を行うにあたり、区民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進
- (2) 拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理
- (3) 多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき令和12年度中を目途として、製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 容器包装廃棄物 | 53,969 | 52,692 | 51,171 | 49,844 | 55,312 |
| 製品プラスチック | 6,722 | 6,574 | 6,392 | 6,231 | 8,166 |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき次の施策を実施する。なお、実施にあたっては、区民、生産・販売事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から適切に役割を分担し、相互の連携を図る。

(1) 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

- ・区ホームページや区のお知らせ等によるフリーマーケット情報の提供と開催団体への後援
- ・プラスチックの減量促進や資源循環についての講座開催
- ・ワンウェイプラスチック製品の削減に向けた普及啓発
- ・せたがやエコフレンドリーショップと連携した容器包装廃棄物削減の促進
- ・事業者や地域団体と連携したイベント等における容器包装廃棄物の発生抑制
- ・公共施設への立入調査と排出指導によるごみ減量と資源循環のさらなる推進
- ・公共施設への水道直結型浄水器設置によるマイボトル利用促進
- ・区役所は区内最大規模の事業者として、区職員が率先してプラスチックの発生抑制や環境配慮行動に取り組む

(2) 分別の徹底とリサイクルの推進

- ・「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布、区ホームページ、区のお知らせ等による容器包装廃棄物の分別方法の周知徹底
- ・拡大生産者責任に基づく事業者によるプラスチック類の自主回収の促進と、取り組む店舗の情報を区ホームページで掲載するなどの支援
- ・公共施設等における効率的な拠点回収の実施
- ・公共施設への立入調査と排出指導による区職員の主体的な資源循環や環境配慮行動の推進
- ・リサイクル技術の進展を踏まえた多様な資源循環の検討
- ・プラスチック分別収集と再商品化を見据えた効率的・効果的な事業手法の検討

(3) 情報提供と意識啓発の推進

- ・町会、自治会、PTAや消費者団体等によるプラスチックの発生抑制や資源循

環にかかわる学習会等への講師派遣

- ・大学、事業者、地域団体等と連携したイベント等における容器包装廃棄物の発生抑制の情報発信
- ・資源循環センター「リセタ」の見学や、普及啓発施設「エコプラザ用賀」、「リサイクル千歳台」での体験型展示と講座実施
- ・SDGsの視点を取り入れた環境学習の推進
- ・「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布、区ホームページ、区のお知らせ等による容器包装廃棄物の発生抑制と資源循環にかかわる啓発
- ・公共施設等のデジタルサイネージを活用した情報配信
- ・スマートフォンアプリを活用したマイボトル持参・ペットボトル削減などのプッシュ通知
- ・LINE、資源・ごみ分別アプリ、チャットボット等を活用した情報発信
- ・保育園や小学校での環境学習におけるプラスチック発生抑制に関する普及啓発
- ・多言語による容器包装廃棄物の発生抑制や資源循環にかかわる情報提供

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

再商品化計画や処理施設の状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を次のように定める。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 |
|---|--------------|--|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | | 缶 |
| 主としてガラス製の容器 | 無色のガラス製容器 | ガラスびん |
| | 茶色のガラス製容器 | |
| | その他の色のガラス製容器 | |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く） | | 紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | | 段ボール |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料・しょう油等を充てんするためのもの | | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | | 白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） |
| | | ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「その他のプラスチック製容器包装」と表記） |
| プラスチック資源循環法に基づき分別収集（※） | | 製品プラスチック |

※令和12年度中を目途として、分別収集の対象とする。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

| | 令和8年度 (2026年度) | | 令和9年度 (2027年度) | | 令和10年度 (2028年度) | | 令和11年度 (2029年度) | | 令和12年度 (2030年度) | |
|---|-------------------|---------|-------------------|---------|--------------------|---------|--------------------|---------|--------------------|---------|
| 主としてスチール製の容器 | 726 | | 682 | | 638 | | 597 | | 560 | |
| 主としてアルミ製の容器 | 1,447 | | 1,399 | | 1,346 | | 1,298 | | 1,252 | |
| 無色のガラス製容器 | (合計) 2,236 | | (合計) 2,186 | | (合計) 2,127 | | (合計) 2,074 | | (合計) 2,022 | |
| | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 |
| | - | 2,236 | - | 2,186 | - | 2,127 | - | 2,074 | - | 2,022 |
| 茶色のガラス製容器 | (合計) 1,050 | | (合計) 1,037 | | (合計) 1,019 | | (合計) 1,003 | | (合計) 988 | |
| | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 |
| | 924 | 126 | 913 | 124 | 897 | 122 | 883 | 120 | 869 | 119 |
| その他の色のガラス製容器 | (合計) 3,438 | | (合計) 3,210 | | (合計) 2,980 | | (合計) 2,774 | | (合計) 2,582 | |
| | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 |
| | 3,438 | - | 3,210 | - | 2,980 | - | 2,774 | - | 2,582 | - |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | 45 | | 43 | | 41 | | 39 | | 37 | |
| 主として段ボール製の容器 | 12,485 | | 12,239 | | 11,931 | | 11,661 | | 11,398 | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | (合計) 3,014 | | (合計) 3,052 | | (合計) 3,072 | | (合計) 3,101 | | (合計) 3,130 | |
| | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 |
| | 3,014 | | 3,052 | | 3,072 | | 3,101 | | 3,130 | |
| 主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの | (合計) 11 | | (合計) 12 | | (合計) 13 | | (合計) 14 | | (合計) 6,762 | |
| | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 |
| | 1 | 10 | 1 | 11 | 1 | 12 | 1 | 13 | 6,762 | - |
| (うち、白色トレイ) | (合計) 1 | | (合計) 1 | | (合計) 1 | | (合計) 1 | | (合計) 1 | |
| | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 |
| | 1 | - | 1 | - | 1 | - | 1 | - | 1 | - |
| 合計 | 24,452 | | 23,860 | | 23,167 | | 22,561 | | 28,731 | |
| 製品プラスチック | (合計) 0 | | (合計) 0 | | (合計) 0 | | (合計) 0 | | (合計) 2,091 | |
| | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 | (引渡)量 | (独自処理)量 |
| | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 2,091 | |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

(1) 過去の実績を参考にした区民1人1日あたりのごみ排出量、資源回収量の算定

[基礎数値の設定]

①可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物及び製品プラスチックの量

ア) 令和2年度から令和6年度までの可燃ごみ・不燃ごみ収集量を各年度の人口・年間日数で除して区民1人あたりの排出量を算出し、令和2年度から令和6年度の対前年比率を算出し、同期間の平均増減率を算出する。

イ) 各年度の家庭ごみ組成分析調査の組成割合を乗じ、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出原単位（区民1人1日あたりの排出量）を算出する。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止したため、組成割合は令和元年度及び令和3年度の平均割合を用いる。

②資源として回収した各容器包装廃棄物の量

資源として回収した令和2年度から令和6年度までの各容器包装廃棄物の量を各年度の人口・年間日数で除して区民1人1日あたりの回収量を算出し、令和2年度から令和6年度の対前年比率を算出し、同期間の平均増減率を算出する。

(2) 令和7年度以降のごみ排出量、資源回収量の推計

①可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物及び製品プラスチックの量

(1) ①で算出した可燃ごみ・不燃ごみに含まれる容器包装廃棄物及び製品プラスチックの割合（※注1）に将来人口推計（※注2）による将来人口及び年間日数を乗じて算出する。

②資源として回収する各容器包装廃棄物の量

令和6年度における区民1人1日あたりの回収量を基本に（1）②で算出した平均増減率、将来人口推計（※注2）による将来人口及び年間日数を乗じ、品目別回収見込み量を算出する。

③資源として集積所から回収するプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの量

「世田谷区のプラスチック資源循環施策のあり方に関する基礎調査（令和4年3月）」の算出方法をもとに、「1人あたり年間再商品化量7.3kg/人・年」を使用して、区民1人1日あたりの回収量を算出し、将来人口推計（※注2）による将来人口及び年間日数を乗じ、回収見込み量を算出する。

※1 プラスチック製容器包装の分別収集開始時から、上記③で算出したプラスチック製容器包装の収集量を差し引いて算出

※2 政策経営部政策研究・調査課作成「世田谷区将来人口推計（令和5年7月）」を基にした人口推計値

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の回収については、区として分別回収及びその補完機能として公共施設等での拠点回収を実施する。

また、町会・自治会、PTA、集合住宅管理組合等などによる集団回収を支援する。

| 容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬 | 選別・保管等 |
|--|-----------------|-------------------------|--------|
| スチール製の容器 アルミ製の容器 | 缶 | 区による分別回収 | 民間事業者 |
| | | 地域団体による集団回収 | |
| 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器 | ガラスびん | 区による分別回収 | 区 |
| | | 地域団体による集団回収 | 民間事業者 |
| 紙パック (アルミ使用なし) | 紙パック | 区による分別・拠点回収 | 民間事業者 |
| | | 地域団体による集団回収 | |
| 段ボール | 段ボール | 区による分別回収 | 民間事業者 |
| | | 地域団体による集団回収 | |
| ペットボトル | ペットボトル | 区による分別・拠点回収 | 民間事業者 |
| | | 地域団体による集団回収 | |
| 白色発泡スチロール製食品トレイ | 白色トレイ | 区による拠点回収 | 民間事業者 |
| | | 地域団体による集団回収 | |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | その他のプラスチック製容器包装 | 区による拠点回収 (分別回収(※注1)) | 区 |
| | | 地域団体による集団回収 | 民間事業者 |
| 製品プラスチック | 製品プラスチック | 区による分別回収 | 民間事業者 |

※1 本計画策定時、計画期間中の分別収集開始を予定

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

| 容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 |
|---|-------------------------|---------------------------|-----------------------------------|---------------|
| スチール製の容器 アルミ製の容器 | 缶 | プラスチック コンテナ又は 袋 | 2 t 平ボディ車 | 民間の中間処理 施設 |
| 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他の色のガラス製 の容器 | ガラスびん | | | 区資源循環セン ター |
| 紙パック (アルミ使用なし) | 紙パック | 紐結束、袋等 | 2 t パッカー車 | 民間の中間処理 施設 |
| 段ボール | 段ボール | 紐結束 | | |
| ペットボトル | ペットボトル | 回収ボックス 又は袋等 | | |
| 白色の発泡スチロール 製食品トレイ | 白色トレイ | 回収ボックス | 2 t 平ボディ車 | |
| 主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記以外のもの | その他のプラ スチック製容 器包装 | 回収員手渡し 方式(袋等(※ 注1)) | 2 t 平ボディ車 (2 t パッカー 車(※注1)) | |

※1 本計画策定時、計画期間中の分別収集開始を予定

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団回収の拡大

区民の自主的な資源再生利用活動を支援し、町会・自治会、集合住宅等による集団回収への排出の協力を呼びかけ、面的拡大を図る中で、行政回収から区民主体の資源回収への移行を図る。

(2) 世田谷区清掃・リサイクル審議会

環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指し、区長の附属機関として設置した清掃・リサイクル審議会において、廃棄物の減量や適正処理に関する重要事項の調査審議を行う。

(3) ごみ減量・リサイクル推進委員会

各地区の特性に応じたごみの減量やリサイクルを推進する区民組織である「ごみ減量・リサイクル推進委員会」の活動を支援し、区民の主体的な取組みの促進を図る。